

## 東京医療保健大学学長特別補佐設置要綱

### (目 的)

第1条 この要項は、東京医療保健大学学長特別補佐(以下「学長特別補佐」という。)の任命、職務及び任期に関し必要な事項を定める。

### (任 命)

第2条 学長特別補佐は、大学の教育研究及び管理運営のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の専任の教授から、次の担当ごとに1名を学長が選任し、理事長が任命する。

(1) 企画担当

(2) 教育担当

2 学長は、前項により任命された学長補佐が事故その他の理由により職に堪えないと判断するときは、理事長に対し、その解任を求めることができる。

### (職 務)

第3条 学長特別補佐は、前条の担当分野について、学長を補佐するとともに、当該事項の執行担当部署に必要な助言若しくは調整を行う。

2 学長特別補佐は、前項のほか学長の命を受けた特別の事項について、学長を補佐する。

3 学長特別補佐は、前2項の職務を行うため、学長の命により全学若しくは部局の会議に出席し、意見を述べることができる。

### (任 期)

第4条 学長特別補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、学長特別補佐の任期の末日は、当該学長特別補佐等を選任する学長の任期の末日を超えることができない。

### (雑 則)

第5条 この要項に定めるもののほか、学長特別補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、2025年4月1日から施行する。